## 感染症対策と実用新案制度

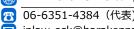
特許業務法人HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK SDGs×知財支援室長 弁理士 北岡



2021年8月2日



www.harakenzo.com/jpn/sdgs



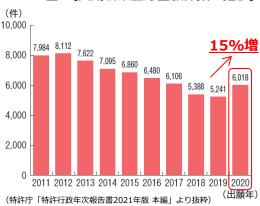
iplaw-osk@harakenzo.com



## 2020年の実用新案登録出願の件数が前年比15%増と

なった。新型コロナウイルス感染症対策に関する、マス ク等の技術が活発に考案されたため、とされている。 (特許庁「特許行政年次報告書2021年版 本編 | )

1-1-44図 【実用新案登録出願件数の推移】



実用新案権は無審査登録主義であり、特許権に比べて登 録までの期間が短い。上記の件数増加は、新型コロナ特 需に合わせた出願戦略が一因と思われる。

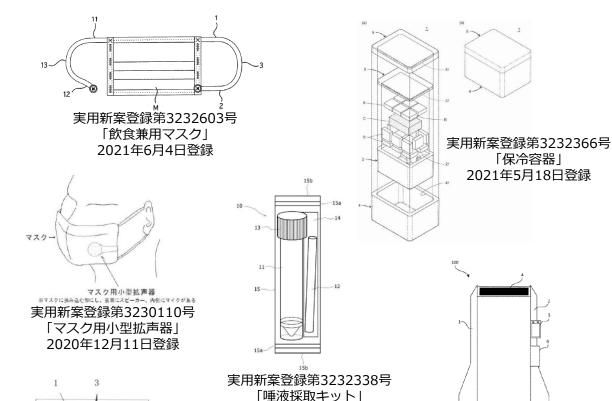
- 一方、実用新案権には、例えば以下の制限がある。
- ◆ 特許権にはある**過失の推定規定が働かない** 
  - ⇒ 損害賠償請求には警告等が必要
- ◆ 警告等には、先立って**肯定的な実用新案技術評価書** (特許庁が審査)の取得がほぼ必須

このように権利行使には一定の制限があるが、ライフサ イクルの短い流行商品等の保護には有効である。実用新 案制度について、特徴を理解して上手く活用されたい。

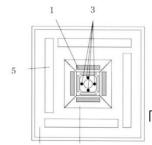
## 感染症対策関係の実用新案登録事例



※新型コロナウイルス対策は、日本政府の 「SDGsアクションプラン2021」で重点事 項に据えられている



2021年5月18日登録



実用新案登録第3232635号 「麻雀牌・点棒抗菌銅シート」 2021年6月8日登録

実用新案登録第3230570号 「非接触ゲート型除菌装置」 2021年1月18日登録